

栃木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年9月26日提出

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 栃木市議会議員 | 広瀬義明 |
| 賛成者 | 同 | 古沢ちい子 |
| 同 | 同 | 浅野貴之 |
| 同 | 同 | 森戸雅孝 |
| 同 | 同 | 福田裕司 |
| 同 | 同 | 針谷育造 |
| 同 | 同 | 白石幹男 |

栃木市条例第 号

栃木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号ウ中「職及び」の次に「氏名（開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、氏名を除く。）並びに」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栃木市議会の個人情報の保護に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる開示請求に係る保有個人情報の開示について適用し、同日前になされた開示請求に係る保有個人情報の開示については、なお従前の例による。

栃木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

開示請求者以外の個人に関する情報のうち開示するものを改めること。

(第 20 条関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議員案第3号

栃木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

| 現 | 行 |
|--|---|
| (保有個人情報の開示義務) | |
| 第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 | |
| (1) 略 | |
| (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 | |
| ア・イ 略 | |
| ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 | |
| (3)～(5) 略 | |

改 正 案

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(5) 略